

在トロント総領事館メールマガジンVOL. 130

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・日本への帰国、オンタリオ州外への転出について（在留届の抹消）
- ・当地滞在中の保険の加入について
- ・ハーグ条約について正しく知ってもらうための広報動画（ホワイトボードアニメーション）
- ・外務省最新海外安全情報

●日本への帰国、オンタリオ州外への転出について（在留届の抹消）

4月に入り日本では新年度が始まりました。就職、入学、人事異動等により、日本へ帰国された方やオンタリオ州から別の場所へ転出された方は、以下の方法で在留届を抹消ください。

① メールによる届出

以下のメールアドレスに、氏名、生年月日、帰国日・転出日（例：〇月〇日帰国済）を記載したメールを送付ください。

access@to.mofa.go.jp

② オンラインによる届出

オンラインにて在留届を提出された方は、以下のサイトからも抹消の手続きが可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

帰国や転出でなくても、在留届の記載内容に変更（州内での住所の変更、家族構成の変更等）があった際は、同様に上記の方法で記載内容を修正ください。

●当地滞在中の保険の加入について

本年2月、ワーキングホリデーで当地に滞在されていた邦人が急病となり、同邦人は保険加入していたにも関わらず、当地の医療費が高額なため、保険で医療費がカバーできない事案が発生しました。ケースバイケースですが、当地の1泊の入院費用で約5000ドルが請求されるケースも珍しくありません。この機会に御自身の保険内容につき改めて御確認ください。

また、留学、ワーキングホリデー等の査証期間が満了し、滞在資格をビジターに切り替えられた方は、特に保険の有効期間に御注意ください。

なお、(日本出発前に保険加入の手続きをされていない方も含め)滞在資格がビジターでも当地で加入できる保険がありますので、該当される方は加入をお勧めします。

マニユライフ生命

<https://www.igoinsured.com/Direct/ManulifeGlobal.aspx?ag=KINTMIS&lang=E>

ブルークロス

<https://on.bluecross.ca/>

●ハーグ条約について正しく知ってもらうための広報動画(ホワイトボードアニメーション)

外務省が多くの方にハーグ条約について正しく知ってもらうために動画(ホワイトボードアニメーション)を作成しました。国際結婚をしている方、一方の親だけで16歳未満のお子さんを連れて海外に渡航する予定がある方などに知っていただきたい条約です。2分程度の動画ですので、ぜひ御覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=BrezDmg9I98>

●外務省最新海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、御注意ください。

★コンゴ民主共和国：エボラ出血熱の発生(その7)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2019C041.html

★イスラエル：ガザ地区情勢等についての注意喚起(新規)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2019C042.html

★エチオピア：オロミア州西ウェレガ地区での襲撃事件に関する注意喚起(新規)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2019C040.html

★モルディブ：国会議員選挙実施に伴う注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2019C039.html

★その他、個別の国・地域の安全情報については、外務省海外安全ホームページを御参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●2019年夏の参議院選挙に向けた在外選挙人証の申請

本年夏は任期満了に伴う参議院議員通常選挙が実施されます。在留邦人の皆様が在外投票を行うためには、事前の在外選挙人証名簿登録申請及び在外選挙人証の取得が必要です。申請から選挙人

証の取得までは2か月～3か月を要しますので、手続はお早めにお済ませください。

https://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-3.html

●トロントでよくあるトラブル5選

当地に在留する邦人留学生及び旅行者を中心に実際に被害が多いトラブル及びその注意点を簡潔にまとめたパンフレットを作成いたしました。読みやすい構成となっていますので、御自身にあてはまる事項がないか等御確認ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000376181.pdf>

また、当地在留邦人向けに作成した「安全の手引き」はトラブル事案・防犯対策をより詳細に記載していますので、併せて御活用ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000332693.pdf>

●領事出張サービスのお知らせ

旅券、各種証明、届出、在外選挙人登録の申請及び各種照会事項を受け付けますので、御希望の方は直接会場までお越しください。

会場・実施日：日系文化会館（JCCC）

4月11日（木）10時から12時

5月9日（木）10時から12時

6月13日（木）10時から12時

7月11日（木）10時から12時

●当館休館日のお知らせ

土曜日及び日曜日に加え、4月19日（金）及び22日（月）、5月1日（水）及び20日（月）は休館日です。6月以降の2019年の休館日については、以下を御参照ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html

●当館各種イベント情報

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html

●本メールは、御本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますよう御協力のほどよろしく願いいたします。

●緊急時の安否確認を当館から行うため在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか、所定の用紙をダウンロード

後、FAXで416-367-9392まで御送付ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html

●本メールは、帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際に配信が停止されます。たびレジ登録サイトに登録し本メールを受信されている方については、たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。配信を停止したい場合は、以下のサイトから手続をしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

●在トロント日本国総領事館のメールマガジンに御登録の方で帰国・転出による配信停止を御希望の方は停止理由（(例)●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上、ryouji@to.mofa.go.jpまで御連絡願います。

●在トロント日本総領事館 Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えしていますので、是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html